（別紙１）

村上市パブリックコメント手続を行う案件

<table>
<tr><td>案件の名称</td><td colspan="3">村上市地域公共交通計画の見直し案</td></tr>
<tr><td>意見募集期間</td><td>自：令和６年４月10日
至：令和６年４月30日</td><td>担当課局</td><td>村上市地域公共交通活性化協議会
（事務局：企画戦略課）</td></tr>
<tr><td>案件の概要</td><td colspan="3">地域公共交通の活性化及び再生に関する法律による法定協議会である村上市地域公共交通活性化協議会で検討し、本市が作成（努力義務）する「村上市地域公共交通計画」（計画期間：令和３年度から令和７年度）の見直し案において、パブリックコメント手続きを実施し、計画に対する市民等の意見を広く募集し、寄せられた意見を考慮しながら計画の改定を進める。</td></tr>
<tr><td>案件の趣旨、
目的及び背景</td><td colspan="3">令和３年３月に策定した「村上市地域公共交通計画」において、真に確保・維持が必要なバス路線などの地域公共交通ネットワークに対し、効果的で効率的な事業を実施するため、国の補助制度の連動化を当該計画に位置付けるとともに、令和５年度の本市の事業である「路線バス再編調査検討業務」の成果を計画に反映させることで、地域による計画的な取り組みを実施することを目的とする。
【地域公共交通計画に位置付ける事項】
・地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統（補助系統）の地域の公共交通における位置付け・役割
・上記の位置付け等を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
・補助系統に係る事業及び実施主体の概要
・地域公共交通計画全体の定量的な目標・効果とその評価手法
【路線バス再編調査検討業務の成果】
・地域内フィーダー系統路線から村上－寒川線を削除、岩船巡回バスを新規路線として追加。
・廃止する村上－寒川線の運行エリアの代替手段として乗合タクシーのエリアに含める</td></tr>
<tr><td>今後の予定</td><td colspan="3">・令和６年４月10日（水）
～４月30日（火）　パブリックコメント受付
・令和６年５月10日　第１回村上市地域公共交通活性化協議会（書面協議）で承認
・令和６年５月中旬　パブリックコメント結果の公表</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>